

人3第2660号
4. 4. 28
防人計第354号
19. 1. 9
一部改正 人計第2716号
21. 3. 11

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人 事 局 長

俸給を減額する場合において用いられる1週間当たりの勤務時間数について（通知）

標記について、平成4年5月1日から下記によることとされたので通知する。
なお、俸給を減額する場合において用いられる1週間当たりの勤務時間数について（人3第6868号。63. 12. 28）は廃止されたので併せて通知する。

記

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第7条の2第1項に規定する「防衛大臣の定める時間数」は、38時間45分とする。